

令和3年度

社会福祉法人雫石町社会福祉協議会 西山保育園事業計画

I. 保育理念

西山保育園は「児童憲章」「児童福祉法」「子ども・子育て支援法」「子どもの権利条約」に基づき子どもの人権や主体性、個性を尊重した保育を行います。

- ・子どもの最善の利益の保証
- ・子どもの福祉の積極的な増進
- ・保護者に信頼される温かな支援
- ・地域の子育て支援の充実
- ・専門職としての資質の向上

II. 基本方針

保育園は、「児童福祉法」「子ども・子育て支援法」に基づいて養護、教育の意識を深め、子ども一人ひとりの家庭環境や発達過程等育ちを考慮し、質の高い保育を提供します。

保護者や地域の皆様と信頼関係を結び、子どもを取り巻く環境やニーズの変化に対応し、地域における子育ての支援を行います。

III. 西山保育園 保育目標 明るく！楽しく！元気よく！

1. 自然の中で友だちと仲良く遊ぶ子ども
2. 優しく思いやりのある子ども
3. 自分で考え、進んで行動する子ども

IV. 西山保育園 食育目標

1. 楽しく食べて、健康な心と体を育てよう

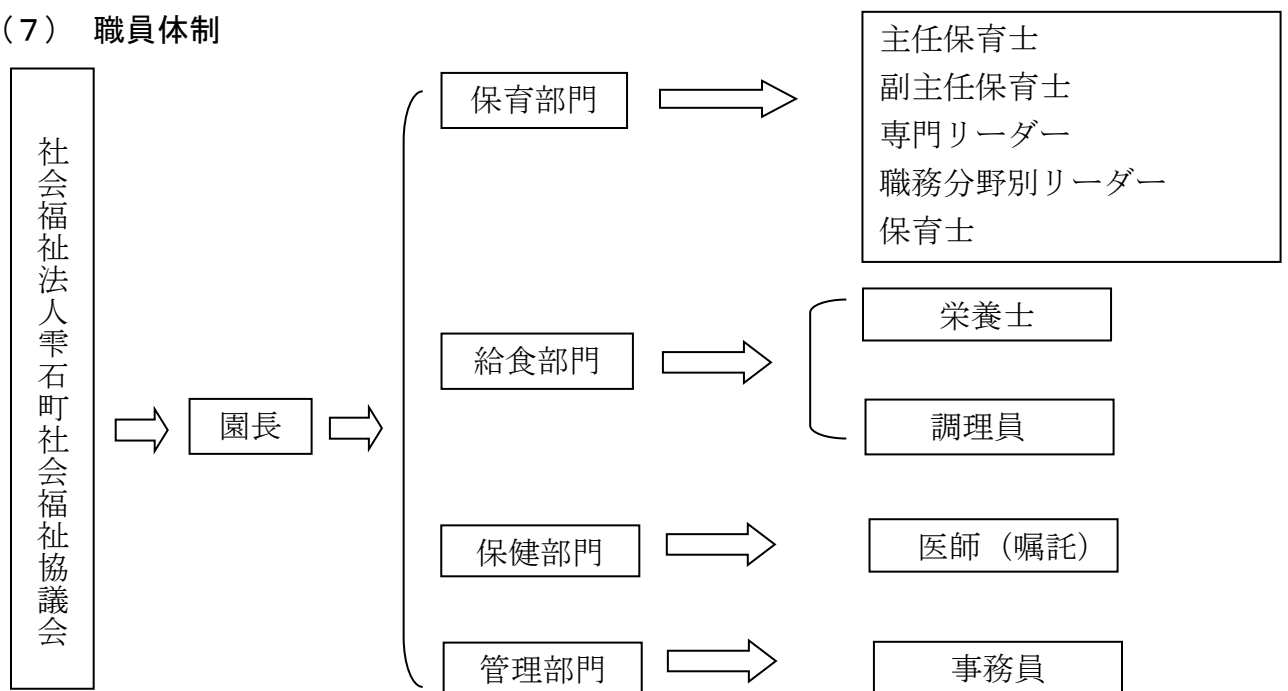
1. 施設の概要

- (1) 施設名 社会福祉法人雫石町社会福祉協議会 西山保育園
 (2) 所在地 岩手県岩手郡雫石町長山猿子 98 番地 3
 (3) 電話 FAX 019-693-3322
 (4) 開園日 平成 22 年 4 月 1 日
 (5) 施設規模 建物 454.75 m² 敷地面積 3204.73 m²
 (6) 園児 (定員 60 人)

令和 3 年度 4 月 1 日からの児童受入予定数

入所児童数	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
令和 3 年度	4 人	10 人	10 人	13 人	12 人	12 人	61 人

(7) 職員体制



(8) ○開所時間

午前 7 時 15 分～午後 6 時 15 分

○保育時間の区分

① 【保育標準時間】

- ・ 保育時間 開所時間内の 11 時間
- ・ 延長保育時間 午後 6 時 15 分～午後 7 時 15 分

② 【保育短時間】

- ・ 保育時間 開所時間内の 8 時間まで
- ・ 延長保育時間 保育時間内の 8 時間を越えた時間～午後 6 時 15 分まで

(9) 職員（常勤職員 14 人のうち保育士 2 人育休中）

職名	園長	主任保育士	副主任保育士	専門リーダー保育士	職務分野別リーダー保育士	保育士	栄養士	調理員	事務員	医師嘱託
人数	1	1	2	2	2	4	1	1	1	2
内訳	兼務		3歳以上児 1人 3歳未満児 1人			常勤パート 保育士1人 (含む)				内科 歯科

2. 保育の計画

- ・ 保育指針に基づき子どもや家庭の状況、地域の実態などを考慮し、長期的な見通しをもった計画を立て保育に取り組む。
- ・ 計画的に保育環境を見直し、防災防犯並びに感染症対策を含めた園児の安全確保に努める。
新型コロナウイルス感染症により、柔軟な対応を常に考え、さまざまな工夫や新たな試みを実行し利用する保護者や子どもたちに安心感を与える。
- ・ 自ら考え活動できる子どもを目指し、子ども自身の意欲を大切にする保育を考えていく。

3. 事業計画

- ・ 新型コロナウイルス等の感染症に留意し、保護者や地域、学校と連携し地域の保育園として子育て支援を行う。また、子どもたちの可能性や発達を大切にし、保育園生活を明るく楽しく元気に過ごせるように保育を展開していく。

月	行事名	参加対象者
4月	入園お祝い会	全園児 保護者
	父母の会総会	保護者
	内科検診	全園児
5月	春の交通安全教室（交通指導員依頼）	5, 4, 3 歳児
6月	松寿荘デイサービスとの交流会	5 歳児
	むし歯予防衛生教育（健康推進課）	5, 4, 3 歳児
	歯科検診	全園児
	総合避難訓練	全園児
	保育参観日	5 歳児
7月	雫石町消防演習出演	5, 4 歳児
	保育参観日	4 歳児
	七夕会	全園児
	西山ふれあいサロンとの交流	5 歳児
	夏まつり（さんさ太鼓、ゲーム等）	全園児
8月	よしやれ祭り	5 歳児
	収穫祭	5, 4, 3 歳児

月	行事名	参加対象者
9月	防災の日 避難訓練	全園児
	運動会	5, 4, 3 歳児
	松寿荘デイサービスとの交流会	5 歳児
	保育参観日	3 歳児
10月	内科検診	全園児
	ハロウィン	全園児
	秋の交通安全教室（交通指導員依頼）	5, 4, 3 歳児
	5 歳児保護者と個人面談	5 歳児の保護者
	人形劇の鑑賞	全園児
11月	総合避難訓練	全園児
	西山キッズ発表会	5, 4, 3 歳児
12月	西山ふれあいサロンとの交流	5 歳児
	クリスマス会	全園児
1月	水木団子作り（八区老人クラブ）	5, 4, 3 歳児
	お店屋さんごっこ	全園児
2月	西山雪まつり	5, 4, 3, 2 歳児
	豆まき会	全園児
3月	ひな祭り会	全園児
	防災訓練（大地震）	全園児
	お別れ会	全園児
	卒園式	5 歳児と保護者
	修了式	4, 3, 2, 1, 0 歳児

以上の事業計画のほか、実施する事業

<多様な保育の提供>

- ・延長保育事業
- ・一時預かり事業（一人親世帯は負担額が無料）
- ・乳児保育
- ・障害児保育事業

<毎月の行事>

- ・避難訓練
- ・誕生会
- ・食育集会
- ・身長体重測定

<各種教室>

- ・カワイ体育教室
- ・英語教室
- ・サッカー教室

4. 子育て支援と地域との連携

- (1) 保護者とともに、子どもの成長の喜びを共有する。
- (2) 一人親世帯保護者の状況を踏まえ、子どもと保護者の安定した関係を配慮して、養育力向上の助けとなるよう、適切に支援をする。
- (3) 子育て家庭への支援や高齢者との交流など地域に根差した保育園を目指していく。保育園もまた、「子育て支援」に携わる様々な地域社会のサポートを受け、関係を築いていく。
- (4) 小学校との連携を図り、園児がスムーズに小学校生活を送れるようスタートカリキ

ュラムを考慮した保育を展開していく。

- (5) 年間を通して保育士資格取得のための実習、中高生の保育園体験、ボランティア活動の受け入れをする。

5. 環境の安全・感染症対策

- (1) 固定遊具施設内外の安全点検（週1回職員点検・年1回専門業者が固定遊具点検）
- (2) 各クラスの保育と保育室の安全チェックリスト（月1回）
- (3) 乳幼児睡眠チェック表（呼吸とうつぶせ寝等点検）
乳幼児突然死症候群や、窒息などによる事故予防対策のため。
睡眠中は、乳児は5分間隔、1歳児は15分間隔に様子をみて記録する。
- (4) 快適な保育環境を整備するため、ホールへのエアコンの設置や園庭への遊具の追加を行う。
- (5) 使用したおむつは保育園で回収し消毒及び廃棄・・・毎日
- (6) 感染症や防犯対策のため、送迎時は玄関で子ども達の受渡しをする。

6. 保健

- (1) 園児の身長・体重測定・・・毎月1回
- (2) 園児の内科検診・・・年2回 歯科検診・・・年1回
- (3) 全職員の健康診断（4月～12月） インフルエンザ予防接種（11月）

7. 危機管理

- (1) 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ保育園内外の安全点検に努める。安全対策のために「西山保育園危機管理マニュアル」を全職員が共通理解をし、園児、保護者、職員の生命及び健康を守る。
- (2) セコム株式会社に保育園内外のセキュリティを依頼し、防犯カメラを門扉付近に取り付け、不審者等の防犯防止を図る。
- (3) 毎月の避難訓練の実施。
- (4) 乳児には離乳食の個別対応、アレルギーをもつ園児にはアレルギー除去食を提供し、情報周知のため、毎月給食会議を行う。
- (5) 新型コロナウイルス感染症対策、それに付随する事項はすべて岩手県央保健所と雫石町の指示に従う。

8. 苦情処理

- (1) 保育園運営上における苦情の処理と解決方法については、社会福祉法人雫石町社会福祉協議会苦情処理体制設置要綱に基づき実施する。
 - ・苦情受付担当者・・・主任保育士 ・苦情解決責任者・・・園長
 - ・第三者委員・・・2名
- (2) 申出人又は責任者が第三者委員を必要とした苦情は、書面による苦情解決を図る。

9. 法人本体事務局との連携強化

- (1) 雫石町社会福祉協議会事務局と西山保育園との連携をとり、事務処理等について相互の連携の強化を図る。
- (2) 雫石町社会福祉協議会小規模保育園「にじいろ保育園」と子育て支援事業の周知を図り、連携により子育て環境の充実に努める。

- (3) 予算執行など適切迅速に処理するとともに、情報の把握の共有化を図りながら柔軟な対応に努める。
- (4) 施設の管理を厳格に行い、修繕箇所がある場合は事故につながらないように配慮し、修繕が必要な場合は、法人本体の事務局と協議を行いながら保育園の快適な環境を整備する。
- (5) 個人情報の保護について法人本体の事務局及び保育園間で適正な管理を行う。

10. 守秘義務

- (1) 社会福祉法人雫石町社会福祉協議会個人情報保護規定に基づき、業務上知り得た利用者の個人情報の秘密厳守と記録等の取り扱いを厳守する。

11. 諸会議の開催

- (1) 雫石町が要請する会議に出席し町内の情勢を知り理解していく。保育園でも必要なことは情報発信していく。
- (2) 岩手県社会福祉協議会、岩手地区保育施設協議会、雫石町保育施設協議会等に参加し、職種間の連携を図りながら、研修や情報交換を通じて日々変化していく社会情勢に対応した保育を目指す。

12. 職員の資質向上

- (1) 施設長としての専門性を高め、保育園運営にかかわる様々な法令を遵守する。
- (2) 職員は体系的・計画的な保育士等キャリアアップ研修を受講し、自己研鑽に努める。
- (3) 外部研修を活用し、職員会議や園内研修を定期的に行う。保育園運営について共有することにより職員の保育実践の質及び専門性の向上につなげる。

13. 広報活動

広く地域や利用者等に、西山保育園の持つ保育資源を情報公開し、保育サービスを発信するために広報活動を充実する。

- (1) 社協だよりへの掲載・・・年3回
- (2) 園だより・・・月1回
- (3) クラスだより・・・年6回
- (4) 給食だより・・・月1回
- (5) 行事等のお知らせ・・・適宜